

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 8 月 22 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年8月22日（水曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- 2 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年8月22日（水曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について及びその他であります。

これより議事に入ります。

地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定しました記録の提出要求につきまして、8月17日付で執行部から回答がございました。提出された記録についてお手元に配付してございますので、ご確認願います。

まず、1項目目、「平成30年6月19日付で処分を決定した石岡市職員分限懲戒等審査委員会の会議における資料及び処分決定に際しての決裁文書」については、別紙1及び別紙2のとおり提出がございました。

次に、2項目目、「平成29年度出し山農村公園の草刈りに関するシルバー人材センターと契約に至るまでの一連の文書（契約の決裁までを含む）」、これについては、別紙3及び別紙4のとおり提出がございました。

次に、3項目目、「平成29年度出し山農村公園の草刈りに関する出し山地区青年会との覚書締結に至るまでの一連の文書（契約の決裁までを含む）及び出し山地区青年会の規約や構成員名簿など組織がわかる資料」については、別紙5ないし別紙7のとおり提出がございました。

次に、4項目目、「平成29年11月29日高野議員宅を訪問し、高野議員との面談の状況がわかるような資料」については、作成をしていないとのことであります。

記録の提出状況については、以上のとおりであります。

最初に、2項目目の「平成29年度出し山農村公園の草刈りに関するシルバー人材センターと契約に至るまでの一連の文書（契約の決裁までを含む）」として提出された別紙3及び別紙4を読み込んでいただきまして、ご意見を伺いたいと思います。

なお、前回の委員会における証人の証言一覧を参考資料としてお手元にお配りしてございますので、あわせてご確認いただきたいと思います。

それでは、お手元の記録にお目通しを願います。

〔提出記録の確認〕

資料のご確認はよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件についてご意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 特にないようですので、次に、3項目目の「平成29年度出し山農村公園の草刈りに関する出し山地区青年会との覚書締結に至るまでの一連の文書（契約の決裁までを含む）」及び「出し山地区青年会の規約や構成員名簿など組織がわかる資料」として提出された別紙5ないし別紙7を読み込んでいただきまして、ご意見を伺いたいと思います。

なお、前回の委員会における証人の証言一覧を参考資料としてお手元にお配りしてございますので、あわせてご確認いただきたいと思います。

それでは、お手元の記録にお目通しをお願いします。

〔提出記録の確認〕

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 前回の証人の私の方で補足訊問をしたときの証言なんですけど、これまで、議員から依頼があって業務報告書なるものを作成するまでの何か記したのがあるのかと問いかけたところ、個人の日記があるということで、そういう証言を受けたので、そのときに、その日記は今でも現存しているのかと聞いたところ、現存しておるとのことなので、私はその日記を資料請求したいなと思うんですが、皆さんの意見を聞きたいんですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（山本 進君） 私のほうから申し上げますが、ただいまの関口副委員長の質問に関連してま

いりますが、資料請求しました4項目目ですね、「平成29年11月29日高野議員宅を訪問し、高野議員との面談の状況がわかるような資料」ということで請求しておりますが、〇〇〇〇証人の証言の中で、一連のやりとりを日誌として記録・保存しているという証言がありましたので、具体的にその日誌をというように請求をするかどうか。これは、今日、委員会閉会までに皆さんと協議をして結論を出したいと思います。これについて、皆さん、ご意見があればお伺いしたいと思います。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど関口副委員長からお話がありました、日誌の提出をしていただきたいという話でありますけれども、こういう詳しい状況を知る手だてといたしましては、非常に重要な書類であるというふうに思いますので、できる限りその提出を求めていったほうがいいと私は思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見は。

村上委員。

○委員（村上泰道君） 私も基本的には提出を求めたいと思うんですが、当時の発言ですと、完全な個人の日誌というような形だったかと思われまますので、日誌のそのものというよりも当該部分のみ、あくまでも当該部分のみということ強調した上で請求すると、本人の負担というか、ストレスも感じないのではないかなと思いますので、請求するときのこういう請求する形というか、そういうのを慎重に図った上で、やはり当該部分の様子がわかる部分を提出していただくほうがいいかなというふうに思います。

○委員長（山本 進君） ほかにいかがでしょう。

勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ただいま関口副委員長からありました件なんですが、こちらについては、証言の中で、業務報告書というわけではないということで述べております。しかしながら、「私個人が毎日の業務の自分自身の、誰に見せるわけではないんですが、日誌をつけております」ということでありますので、こういう証言を述べておりますので、ここの部分について、やはり村上委員からありましたように、お聞きすることができれば、そのようにされたいというふうに考えております。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人に業務日誌の提出を求めたいという意見が続いて出ておりますが、ほかにご意見等ございませんか。

4人の委員の方からご意見が出たんですが、集約いたしますと、これは4項目目に当委員会が資料請求をした、「平成29年11月29日高野議員宅を訪問し、高野議員との面談の状況がわかるような資料」について、作成していないということで資料の提出がなかったんですが、その一部を補完するものというふうにも考えられるんですが、高野議員との面談の状況がさらに詳細にわかるような資料がなかったことについて、提出されなかったことについて、何か委員の方からご意見ございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 今、これまで議論されてきた部分、日誌という部分が提出をされれば、そのと

きの状況を確認するには一番いい方法かと思うんですけども、その場合、その日誌という部分が、地方自治法第100条で言うところの記録に当たるのかどうか。それと、あくまでも個人の日誌ということですので、公文書ではない、私文書に当たるわけです。そういった部分、委員会として請求ができるのかどうか。請求をした場合に、拒むことができないものなのかどうか。そういったところを事務局のほうでちょっと調整といいますか、確認をした上で、請求できるものがあれば請求すべきだというふうに考えています。

○委員長（山本 進君） ほかにいかがですか。資料関係について幾つかご意見をいただいたんですが、これまでの資料、文書の確認をいただいたほかに、改めて、前回の委員会で得た証人の証言等を含めまして、これまでの過去3回の委員会、特に前回の委員会の内容について、全般的に皆さんからご意見があれば、お伺いしたいと思います。

新田委員。

○委員（新田 茜君） 今、この3番の別紙5、6、7についてなんですけれども、別紙6の出し山地区青年会規約の中に、2ページ目、実施日として、本青年会設立が平成29年7月3日というふうにあるんですけども、前回までの顛末書の中で、あたりでは、6月の時点で出し山地区青年会という名前で問い合わせをしているんですね。その辺もちょっと疑問に思うんですけども、そういった意味で、実態のわからない団体を、シルバー人材との契約を変更してまで、結構短期間で契約を変更している、交わしたことに對して、結構疑問が私的にはあるので、今後、この出し山地区青年会の実態の調査的なものも必要なのではないかなというふうに考えます。会長をお呼びしたりですとか、そういったことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今の出し山農村公園の要望書が7月3日に出て、11日に覚書を締結していると。これは本当に8日間、1週間ですよ、これね。あまりにもこれは、本当に……。行政は早いほうがいいですけどね、仕事はね。でも、普通、通常、こんなに早く覚書ができるというのは考えられないんですよ。ですから私は、この部分ももう少し調査するべきだと思うんですよ。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そのことについて、私のほうからも疑問点がありますので、お伺いしたいと思います。要望書の提出は7月3日、規約と一緒に提出されているという話ですが、青年会という出し山地区、出し山地区というのは、出し山に限らず、その周りの人が名簿の中に入っているも差し支えないことなのか。それと、変更理由書というのがあるんですけど、シルバー人材センターから出し山地区青年会に変更した理由、その中で、「地元で維持管理を行いたいという強い要望により」というふうに変更理由が書いてあるんですけど、私の知るところにおいては、地元というのは東府中区ということであって、広い範囲で捉えれば、どういう名前でもつけることはできるんじゃないか。地元から強い要望は出ていなかったというふうに私は認識しているんですけど、行政のほうではこの辺の解釈の仕方はどうなっ

ているのか。

また、名簿を見ますと、「地区」と入っていないながら、実際に東府中区の正式な住民といいますか、市民は、この14名の中で6名しかいない。この名簿を見ますとね。にもかかわらず、出し山地区青年会というような名目で要望書を出しているということに対して、この辺の確認はなぜしなかったのか。その辺も聞く必要があるというふうに私は認識しているんです。変更理由書だけ見ると「地元の強い要望」、そういう認識は地元としては全くない。その時点では、出し山地区青年会そのものが6月の時点では知らなかったということでもありますので、東府中区、それを無視してこういうふうな覚書、また変更届を、全然知らない中で行ったことに対しての行政の責任はどうなのかな、これをもう少し解明してみたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 資料請求の別紙3と別紙4ですね。別紙4のほうで変更契約がされていまして、16万2,000円の減額で変更契約がされているんですけども、この出し山地区の青年会と契約書というのは、覚書書を契約書としているんだと思いますが、金額が20万5,200円ということで、あえて高い金額を出してなぜ変更契約を結ぶ必要が、変更してから出し山地区青年会と契約を結ぶ必要があったのかというのがまず疑問です。

7月3日に維持管理の要望があって、7月11日、8日後に覚書書を交わす。変更契約は、シルバー人材との変更契約が11月なので、相当期間を置いてから変更契約をしていると思うんですけども、この4か月間の空白は何なのかも疑問に思います。

それと、通常、契約を結んだ後に変更契約をして、新たなところと契約をまた結び直すというのは、相当、それなりの理由がないとできないと思うんですね。資格を取ったから、じゃあ、そっちに任せますというのは、そういう理由だけではできないと思うんですけども、その辺がちょっと理解できないなというふうに感じます。

以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 済みません。それと、この間の証人喚問のほうでも高野議員という実名が出てきて、強い要請が何度もあって文書を出したんだということで、3人の証人から証言をいただいていますけれども、出し山地区青年会と高野議員の関連がよくわからないんですけども、なぜそこまで高野議員は出し山地区青年会に固執して契約を結ばせようとしたのかも、理解にちょっと苦しむところで

先ほど谷田川委員のほうからもありましたように、出し山地区青年会と名前は言っているんですけども、行政側は、地元をお願いをしたかったということですが、地元で入っているのは半分ぐらい。そのほかのメンバーは地元ではない。にもかかわらず高野議員は、出し山地区青年会に契約変更で結ばせることにそこまで固執する必要があったのかというのが、よく理解できないなと思います。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 私も、この別紙7の覚書についてなんです、そもそもこの覚書の形式が有効であるのかどうかというのが、きちんと部局内で精査されているのかというのを確認したいと思います。減額の決裁の様式にはその文書がないまま、多分、財務のほうでも、地元の要請があったということで減額の契約変更を行っているかと思うんですが、そもそも、都市建設部の部長決裁が30万以内なのでというような発言がありましたけれども、この覚書の有効性がどこまで部局内で共有されているのかというのを確認したいというふうに思います。例えば、よく見ると、覚書の契約先が、市長とあくまでも青年会長個人との契約になっているということ、それと、業務が「原則」というような曖昧なものとか、「年額」というのは、その年というのがいつからいつまでなのかという、多分、それも含めた変更を求めた次長、課長のお願いを、その青年会が拒否し続けた理由が何なのかというのが、やはりこの覚書から……。そういうのもあって、多分、次長、課長は変更のお願いをしていたのかなというのを感じるわけですけども、そのあたりがどの辺まで内部で共有されていたのかというのを確認したいと思います。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） この前回の証人に対する質問の中で、委員長から質問をされた事項なんですけれども、この尋問の内容の中で、加筆は誰が行ったのか。14番目に入っていると思うんですけども、2人の証人に関しては、「わかりません」、「存じ上げません」というような返答があったんですね。それで、部長本人は、「修正加筆については、担当の課長の方で修正を加えたということでございます」。確実に加えた。「そのことについては、私も承認しております」というふうにあります。この件に関して、担当というのは〇〇〇〇証人だったと思うんですね。その人が「存じ上げません」、〇〇〇〇次長も「わかりません」と言っているのにもかかわらず、〇〇〇〇部長は、加筆修正は担当課長のほうで修正した、私も存じ上げていると言っているんですね。この食い違いはどうなっているのか、この辺も詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。

普通であれば、課長のほうが先に「私が加筆しました」と言うのであれば順序ですけれども、お二人は全く知らない。なぜ部長だけが知っているんですか。その辺も詳しくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 今の谷田川委員の質問というか、疑問なんですけれども、多分、加筆というのは、課長、次長は、つけ加えていたり変更していったことを言っているのではなくて、上に書いてある加筆を誰がやったかわかりませんと言っているんだと思うんですよ。〇〇〇〇部長のほうは、加筆って、要するに1回目から3回修正をかけている、その変更を誰がやったのかということで、多分答えていたんだと思うので、上に書いてある手書きの加筆のことを、〇〇〇〇部長は、課長が加筆したんだということを言っているわけではなくて、修正していく中で文言をつけ加えていたり、パソコン打ち

で追加されている部分を、〇〇〇〇部長は言ったんだと私は理解したんですが。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 理解の仕方は2通りあると思うんですね。ただ、委員長が質問したのは、加筆というのは加える筆なので、修正、今まで出てきた報告書を修正したのとはまた違うんですね。その認識からすれば、修正加筆と書いてある。加筆というのは加えた筆なので、委員長の質問は、その上に書いてある部分を私はあらわしているというふうに認識しているんですね。すると、大和田委員は、この加筆については違うだろうと。最終的には3回書き直したことを言っているんだろうというふうに理解できるんですけども、それとその質問の趣旨は違うと私は認識しているので、その加筆は誰が行ったか。行った本人は、知らなかった、そのまま3回修正したやつを出しただけで、上に書かれている文言は知らなかったというのが2人の話で、〇〇〇〇証人が答えていることとはちょっと中身が違うような気が。その辺のところをきちっと解明できないかというふうに思って、話したところであります。

○委員長（山本 進君） 文書を読み込んでいただいて、それぞれ理解した内容で質問、発言、ご意見をいただいているわけですから、続けていただいて結構です。それぞれの皆さんの意見をお聞きしていますから、続けていただいて結構ですよ。

ほかにいかがですか。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 〇〇〇〇証人のことなんですけど、文書を作成依頼されたのは、柏山浄化プラント対策、当時の委員長の〇〇〇〇さんだという証言があったんですけど、その〇〇〇〇さんを、次回、参考人としてちょっと呼んでみたいなと思っておるんですよ。

それと、そのときの資料として、柏山浄化プラント契約についてとか、パソコンのいろいろ、8つぐらいパソコンに残っているんですけど、それらの中身ですね、これも資料請求したいと思っております。当然、その柏山浄化プラント対策と契約に至るまでに関連があると思うんですよ。この業務委託とかみんな、規約についてとか、いろいろ書いてありますので、これも資料請求をしたいと思っております。

○委員長（山本 進君） ほかにいかがでしょうか。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それと、補足尋問のことでもう1点お聞きしたいんですが、高野議員が、こういう問題が発覚してから職場のほうには頻繁に来ておりましたかというような質問の中で、〇〇〇〇部長は、「一昨年のございまして。中でも、〇〇〇〇（団体名）などから非常に恫喝・脅迫されているという時期のございまして、そういったことも含めて、数えるほど市役所のほうには来ていたというふうに認識しております」。この、来ておりましたかという質問に対して〇〇〇〇（団体名）、これはどういう関係の人が……。それは高野議員が脅かされていたのか、そのために役所に相談に来ていたのか、役所のほうで〇〇〇〇（団体名）から脅かされていたのか、その辺の確認もしたいと思います。それは誰が……。その辺の確認をもう一度したいというふうにしております。役所が〇〇〇〇（団体名）に

恫喝されていたのか、高野議員本人が恫喝されていたのか。高野議員本人が恫喝されて、なぜ役所に来て、相談をしに来たのか、対策をとりに来たのか、その辺が理解できないので、その辺のところの確認をできたほうがいいかなと。

○委員長（山本 進君） それ那不適切文書作成につながっていった可能性があるという観点から調査を進めたいということで、今の発言をお聞きしましたが、間違いありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 今、その調査は、〇〇〇〇（団体名）とのかかわりが、今回、不適切文書を作成するに至った原因の1つというふうに考えて調査を進めていきたいと、そういう目的であれば、その必要はあろうかなと私は判断します。いずれ別途、皆さんと協議したいと思っておりますけれど。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） ただ、職場に頻繁に来ておりましたという質問に対して、この証言が出たので、何でだろうとちょっと不思議に思ったので、この辺の確認はしておかなくてはと。

○委員長（山本 進君） わかりました。理解しました。

ほかにいかがでしょうか。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それと、出し山地区青年会ということでございまして、このときに、要望書を提出に行った。出し山地区青年会会長でありました〇〇〇〇さんですか、この人にもちょっと詳しく事情を聞く必要があると私は思っておりますので、その人の参考人もしくは証人喚問も行っていただければと、いただく必要があるというふうに認識をしておりますので、お諮りください。

○委員長（山本 進君） いかがでしょうか。2項目から4項目目までの文書に関連して、ご意見、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、文書の2から4項目目までについてはこの程度としまして、次に、1項目目の、「平成30年6月19日付で処分を決定した石岡市職員分限懲戒等審査委員会の会議における資料及び処分決定に際しての決裁文書」として提出された別紙1及び別紙2の記録の調査についてであります。本件につきましては、記録の提出に際し、執行部より「職員の懲戒処分に係る内容の資料となりますことから、記録の取扱いには十分にご配慮を賜りますようお願いいたします」との申し出がされてございます。そこで、私といたしましては、この申し出を最大限に尊重しまして、本件の調査に関する部分については、秘密会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、委員、事務局職員の方以外は退場願います。

暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

[委員・事務局以外の者退場]

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから本委員会を秘密会といたします。

[秘 密 会]

○委員長（山本 進君） 以上で、秘密会を終了いたします。

これより、今後の委員会運営について協議をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

[休 憩]

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、その他の件として、次回開催日時についてでございますが、私といたしましては、次回は9月6日午後2時からの開催としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、100条調査権に基づく記録の提出要求についてですが、私といたしましては、1つに、〇〇〇〇証人が石岡市のパソコンを使って作成した柏山浄化プラント対策委員会の規約についての一連の文書、2つとして、〇〇〇〇証人の証言にあった顛末書作成に使った日誌、これは平成29年4月から同年12月21日までのものを請求したいと思います。最後に、平成30年6月19日付で処分を決定した石岡市分限懲戒等審査委員会の会議における資料のうち、当該案件の総括部分について請求をしたいと思います。これらについて、記録の提出を求めたいと考えておりますが、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 1点確認をお願いします。〇〇〇〇支所長が作成した、先ほど委員長のほうでは、委員会の規約にかかわる文書というふうにおっしゃられたと思うんですけど、同時に同じパソコンで、清掃業務委託についても4点ほどつくっている、これも含まれているのかどうか、これをお尋ねします。

○委員長（山本 進君） それでは、今、石橋委員より提案のあった関連文書の一式全て、請求をしていきたいと思います。

ほかにご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ないようですので、この際、お諮りいたします。先ほどの記録について、執行部に対して地方自治法第100条第1項に基づき、8月30日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかにご発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 0時15分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進